

報告第 1 1 号

下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 2 6 条第 3 項の規定により、
翌年度に繰り越して使用できる経費について別紙計算書のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

市川市長 田 中 甲

令和3年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	公共下水道整備雨水事業	443,612,495	76,350,457	352,262,038
			公共下水道整備汚水事業	5,125,649,505	3,053,316,305	2,063,843,500
			下水道総合地震対策事業	160,138,000	50,530,500	100,500,000
			西浦下水処理場建設費負担金	151,381,000	90,007,059	61,373,941

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定留保資金等		
円	円	円	円	円	
334,000,000	0	0	18,262,038	15,000,000	対象工事において、想定されていなかった障害物が発見され、撤去に不測の日数を要したこと、並びに令和3年度補正予算により予算化された工事について年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 対象委託においては、入札が不調になったことから契約時期に遅れが生じたこと等により、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
1,550,900,000	511,750,000	0	1,193,500	8,489,700	対象委託・工事において支障物や水道管の移設等の対応に不測の日数を要したことで、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 また、他企業管の移設等に係る補償金において、協議及び調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
58,600,000	41,800,000	0	100,000	9,107,500	対象工事において、入札が不調となったことから契約時期に遅れが生じたこと等により、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
61,300,000	0	0	73,941	0	本市が建設費の一部を負担する船橋市の事業において年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。